

三重短期大学外部評価委員会規程

平成 31 年 3 月 26 日
三重短期大学規程第 3 号

改正 令和 4 年 2 月 25 日 三重短期大学規程第 29 号

(設置)

第1条 本学に、自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動及び学内運営全般に反映させ、本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、本学における自己点検・評価等について、次の各号に掲げる事項を検証する。

- (1) 自己点検・評価等の評価に関する事項
- (2) その他自己点検・評価等に関し、必要な事項

2 委員会は、本学の学内運営全般に係る助言を行うことができる。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、本学の目的を理解し、かつ、大学に関し広くかつ高い見識を有するとともに、地域に造詣の深いと思われる者を、学長が選考し委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域産業界の関係者
- (3) 県内高等学校関係者
- (4) 本学の卒業生
- (5) その他大学の運営に関して広くかつ高い識見を有する者

2 委員の性別に偏りがあってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選で定める。

2 委員長は、委員会の業務を統括する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(報告)

第6条の2 委員の意見は、個人を特定せず、委員会の意見としてとりまとめ、その概要をホームページ等で公表するとともに、教授会に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、評価を行う際に知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学総務課において処理する。

附則

この規程は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

2 有識者懇話会設置要綱（平成18年1月1日施行）は、廃止する。

附則

この規程は、令和4年2月25日から施行する。